

令和 8 年度第 1 回白馬村宿泊税活用事業審査委員会会議議事録

<開催日時>

令和 8 年 6 月 9 日（火）15：00～17:00

<場所>

白馬村役場 201・202 会議室

<議事>

1. 開会
2. あいさつ
3. 委員長等の選任及び挨拶
4. 協議事項
 - (1) 白馬村観光地経営ビジョン前期アクションプラン素案について
 - ① アクションプランの策定フロー
 - ② 前期期間の方針案
 - ③ 基本戦略と実施プロジェクト（案）
 - (2) 宿泊税の使途管理について
 - ① 使途管理体制
 - ② 宿泊税等活用事業補助金交付要綱（案）
5. その他
6. 閉会

<委員>

(座長)

丸山智彦 白馬ひふみ

(委員)

白濱雄太	サステイナビリティコーディネーター
有角秀樹	株式会社 E X コミュニケーションズ代表取締役
倉田保緒	八方尾根開発株式会社会長
伊藤公一	白馬五竜観光協会協会長
吉川健一郎	一般社団法人白馬村振興公社事務局長
福島のり子	ロッジやまじう
丸山一馬	白馬縦の木ホテル（※途中退席）
ミラーイアン	H I B A ・ パノラマホテル（※オンライン参加）
篠崎孔一	白馬商工会事務局長
山岸杏子	白馬駅前振興会
オーウェンアレックス	株式会社五竜（※欠席）

<事務局>

山岸大祐	白馬村観光課課長
矢口浩樹	白馬村観光課観光商工係長
福永香織	公益財団法人日本交通公社観光研究部主任研究員
山本奏音	公益財団法人日本交通公社観光研究部研究員
福島洋次郎	白馬村観光局事務局長
新路祐也	白馬村観光局次長兼総務マネージャー

1. 開会

2. あいさつ

3. 委員長等の選任及び挨拶

4. 協議事項

(1) 白馬村観光地経営ビジョン前期アクションプラン素案について

① アクションプランの策定フロー

② 前期期間の方針案

(丸山智彦座長)

- ・ 6月1日から宿泊税徴収が始まっている。私はその宿泊税の仕組みを作る「財源確保検討委員会」に参加してきた。定率制・定額制のどちらにするかなど、様々な検討を重ねたが、非常に緊張感のある会議であった。
- ・ 本会議は、「宿泊税活用事業審査委員会」という名前がついており、宿泊税を利用して実施する事業の選定・審査を行うことが最終的な役割になる。
- ・ ただし、まずは委員会のメンバー1人1人が、この委員会に担う役割についてもう少々理解を深め、本会議では何をすべきかを話し合った方が良いと考える。

(福島委員)

- ・ 白馬の自然等を今後の世代にどうつなげて生かしていくかを検討すれば良いと、認識している。

(丸山一馬委員)

- ・ 福島委員と同様の認識を持っている。

(事務局：新路)

- ・ 「白馬村持続可能な観光地経営に関する条例」において、宿泊税の使途は定められている。それらの使途に沿う事業に宿泊税を使用することになっているが、さらにその中で「どのように使うのか」「どういった事業を選定するのか / しないのか」を、本委員会において議論する必要がある。
- ・ 前期アクションプランは、「将来の白馬をどのような場所にしていきたいか」を定めた「観光地経営ビジョン」の実行計画にあたる。前期アクションプランは、必ずしも宿泊税を用いて実施する事業のみを対象にしているわけではなく、宿泊税以外の財源を使用して実施する事業も対象に含めている。また主体も行政、DMO、民間企業等対象を幅広く設定している。宿泊税に関しては、その実現を早めるために活用する手段の1つである。

(事務局：山岸)

- ・ 昨年度、観光地経営会議で「観光地経営ビジョン」が策定され、4つの戦略と18の項目が決定し

た。この先、村内の各事業者や経済団体、DMO、村等が、その戦略に紐づいた事業を宿泊税を活用して実施する事業として提案することとなるが、その事業を選定するのがこの審査委員会の役割である。したがって、ビジョンに申請内容が合致しているかどうかをジャッジすることが、この委員会の最も主たる目的となる。

- ・ ただし、観光地経営ビジョンは10年間の長期計画で、様々な方向性が盛り込まれており、これを基にした判断は難しい。そのため本アクションプランを作成し、4年間の優先的に取り組む事項をまず定めることとする。まずは本アクションプランの内容について、委員の皆様にご意見いただきたい。

(倉田委員)

- ・ まだ十分に理解できていないかもしれないが、皆の意見を聞きながら考えたい。

(伊藤委員)

- ・ 当初は、応募の中から事業をチョイスする審査を行う場、つまり、「これは合致している、合致していない」と振り分けていくような会議であると考えていた。しかし、まずは審査のための基準になるものを作成しなければならない、ということが今の説明で理解できた。

(丸山智彦座長)

- ・ 今の説明を踏まえ、事業をジャッジをする基準を明確にするということを念頭に置き、改めて①アクションプランの策定フロー、②前期期間の方針案、に関する議論に入る。

(吉川委員)

- ・ アクションプランの中身は既に作られているのか。

(事務局：新路)

- ・ 次の議題において、各基本戦略に基づいたプロジェクト案が示されている。まず現時点では、アクションプランのポイントや方針について意見を頂戴したい。

(篠崎委員)

- ・ 事前に実施した事業者アンケートがビジョンの各戦略に沿った形で整理されていた点を、評価したい。その整理の結果を確認した上で、アクションプランを作る必要がある。その上で、アクションプランに記載された事業の中で宿泊税を充てる事業は何にすべきかという議論を行うと考えていた。宿泊税ありきではなく、幅広く本アクションプランを固めていくことが大切であると思っている。

(白濱委員)

- ・ ビジョンは昨年度までに確定しており、その上でアクションプランの方針について議論していくと捉えている。
- ・ 個人的には、本アクションプランは宿泊税の用途を定めるという意義も持つことから、お金の再配分という視点が重要であると考えている。観光業が栄えて忙しくなっても給料が上がっていない、暮らしやすくなってはいないということがないよう、観光事業者だけにメリットが行きわたる形にしないという視点を持つことが必要であると感じている。

(倉田委員)

- ・ 今後の流れについて確認したい。宿泊税を使用して実施したい事業を、今年8月～9月頃に事業

者から募集する、ということか。本会議でいつまでに何を決定すれば良いのかがまだ見えていない。

(事務局：新路)

- ・ 本アクションプランを6月末頃までに決定し、それを踏まえて8月以降に宿泊税活用事業の募集を開始する。8月下旬にまずは説明会を開催し、9月、10月にかけて事業募集を行う。それらを本会議で審査し、採択する事業を決める。簡単に言えば補助金制度のような形になると想定している。宿泊税を充てる範囲を決めるにあたっては、例えば人件費は含めるのか、等といった細かい部分についても今後議論していく必要がある。

(事務局：福島)

- ・ 本アクションプランは、審査にあたっての基準となる。

(篠崎委員)

- ・ 宿泊税を民間事業者向けの補助金のような形で活用するというのは興味深い活用方法である。一方で、行政として望む宿泊税の使途もあるのではないか。行政からの申請も民間からの申請も同じ土俵に乗せて検討するということであったが、それでよいのか。

(事務局：山岸)

- ・ まずは行政も同じテーブルに載せる。例えばインフラ整備に関わるような事項は当然行政がやるべき課題であるが、こういった事項に関してもまずは申請という形で審査委員会に提出し、議論いただくことになる。

(山岸委員)

- ・ 基準をクリアしていれば全て採択されるわけではないだろう。最低限の基準の上に、もう一段階上の基準が必要な気がしているが、それはまた別の場で設定されるのだろうか。

(事務局：新路)

- ・ 前期アクションプランには、具体的なプロジェクト案、また想定される取組主体と取組期間も記載する予定である。それが判断の基準になっていく。ただし基準を設けられないような部分に関しては、審査委員会で委員の意見を踏まえて判断することもあり得と考えている。

(有角委員)

- ・ 検討委員会の中に申請の当事者がいる場合はどうするのか。

(事務局：新路)

- ・ 利害関係のある委員の方々には一旦席を外してもらい、あるいはその議論には加わらないという形で厳正に審査したいと考えている。もちろん村や観光局も申請は行うが、そこに我々の意向は入れないようにし、透明性を持って審査の場としたい。

③ 基本戦略と実施プロジェクト (案)

(丸山智彦座長)

- ・ 詳しい資料説明があったが、それを踏まえて、まず全体に関して意見はあるか。

(篠崎委員)

- ・ 非常にうまくまとまっていると感じた。ただ、非常に多くの項目があり、全てを実施するのはなかなか難しいのではないかと。中でも優先すべき事項は何か、整理をしていった方が良いのではないかと。

(福島委員)

- ・ 一住民として意見を述べる。前期アクションプランのポイント(案)の中に、「住民の生活の質を守り」という文言がある。プロジェクト案を見ると、交通インフラや二次交通整備等の部分で住民の生活の質が守られるように読み取れるが、本当に村民が求めているのはここではないような気がする。
- ・ 施策 1-2「白馬村ならではの特徴的な教育の実施」において、小学校から高校までについて記載はされているが、保育園や小学校未就学児のことは一切記されていない。しかし実際は先生が不足しており子どもを預けられない家庭が非常に多い。母親たちが働けなくなり、世帯収入が減少して村外に移り住むということが実際問題として起きているが、そうした意見が吸い上げられていないと感じる。「住民の生活の質を守る」という方針がプランの中にはあまり反映されていないように感じた。

(事務局：矢口)

- ・ インバウンド増加により住民がゴミ問題や騒音問題、マナーに悩んでいるという現状を受け、施策 4-2 等を入れ込んでいる。また物価高を受けて施策 1-4 等を入れている。具体的に言うと、例えば白馬長野線のバスへの村民乗車に対して宿泊税を使って補助を行うこと等が考えられる。
- ・ 本来この宿泊税は「お客様からもらった税金を、お客様にしっかり還元していこう」という趣旨である。お客様からいただいた税金をお客様に当てることによって、住民からいただいた税金は観光客でなく住民にしっかり還元できるようになる。
- ・ 先ほど挙げたゴミ問題、マナー問題などは、昨年度観光地経営ビジョンを策定する段階で挙げられた課題である。観光地経営ビジョンをご覧いただき、足りないと感じる部分があれば、前期アクションプランに何かしらの形で組み込むこともできるかもしれないため、提案してもらいたい。

(白濱委員)

- ・ 宿泊税は観光振興を観光で得られた財源を用いて進めていくためのものであるという考えに同意する。その分、住民が支払っている税金は住民のために使っていこう、ということであると受け止めており、この考え方について改めて示すことも大事であると感じた。
- ・ 進め方について確認したい。策定スケジュールを見ると、第 1 回会議で 4 年間の方針とプロジェクト案を決定、第 2 回会議でプロジェクト・役割分担・スケジュールを決定すると記載されている。これを踏まえると、今は「この 4 年でやるべきプロジェクトはこれである」といった内容の議論を行うべきであるという認識で合っているだろうか。

(事務局：新路)

- ・ その通りである。昨年度 10 年間で期間の観光地経営ビジョンを作成したが、その中で 4 年間の前期アクションプランとして何を実施するかを本会議にて決めることとなる。

(篠崎委員)

- ・ 前段の経営ビジョンの中で「キックオフプロジェクト」がすでに抽出されているが、それを優先するような前期アクションプランにするという認識で合っているか。

(事務局：矢口)

- ・ ご指摘通り、キックオフプロジェクトは前期アクションプラン検討の際の前提としている。キックオフプロジェクトに加えて、想定される内部環境・外部環境の変化、事業者の意見、本会議での意見等を踏まえて、アクションプランを作成していく。

(事務局：新路)

- ・ この場で全プロジェクト案を確認して意見をいただくのは難しいと思うため、改めて後日意見をいただきたい。

(2) 宿泊税の使途管理について

① 使途管理体制

② 宿泊税等活用事業補助金交付要綱(案)

(イアン委員)

- ・ このような宿泊税のプロジェクトにアメリカで参加した経験がある。申請のあった全てのプロジェクトを実施しようとする、200億円ほどかかってしまう状況であったため、住民投票を行い、実施するプロジェクトを決定した。
- ・ 決定したプロジェクト全てを実施するには10年間ほどかかってしまうため、それぞれのプロジェクトが、宿泊税が入ることを前提に融資(ローン)を組んだ。つまり、10年間の融資を取り、収入が宿泊税で確定したということである。そのため、その10年間は宿泊税の用途等を何も変更・決定することができない仕様となった。アメリカではこのような方法がメジャーである。

(丸山智彦座長)

- ・ 白馬で現在検討している仕組みとは異なる形であるが、審査の重要度は共通していると感じる。10年間でやるべきことを投票によって決め、次のステップへ進むのはまた10年後ということか。

(イアン委員)

- ・ 委員会が毎年決定するわけではなく、1回だけ選挙を行い、可決されれば終了という形である。選挙で決定した後は、毎年そのプロジェクトに宿泊税が入ることになる。プロジェクトの規模は、大小さまざまである。
- ・ 今回白馬において検討しているように、毎年毎年単年で財源を使い切る形だと、大規模なプロジェクトはあまり実施できないのではないかと。

(事務局：新路)

- ・ 単年度で全て使い切った場合は確かに大きなプロジェクトは実施できない。しかし、大きなプロジェクトを行うという申請が提出された場合、この宿泊税は基金化されているものであるため、繰り越すことは可能である。したがって、例えば10年後に10億円を使用するプロジェクトを進めるために、今から1億円ずつ10年間積み立てていこう、というのも一つの使い方である。ただ、大きな事業は実施しにくいというのはその通りであるため、事務局内でも対応・対策は考えていきたい。

(伊藤委員)

- ・ 今まさに聞きたかったのはその点であり、スケジュールを見ると、単年度事業で単年度完結することが前提のようになっている。しかし、「一過性よりも継続性のある事業」とも記載されており、その持続性を持たせるためには毎年申請を出さなければならないのか、あるいはまとまった期間分をまとめて申請しても良いのか、という点を確認したかった。

(事務局：新路)

- ・ 複数年の事業申請は「あり」と事務局では考えている。ただし、年度末の段階で途中報告をしたり、精算を年度ごとに行うことは必要である。

(白濱委員)

- ・ 3年の計画を立てて3年分の補助がついた際、年度ごとに経過報告をするというのは妥当であると思う。1年目が終わった時点で、もともとの計画と比べて成果が出ていなかったという場合に、それを続けるか打ち切りにするか、といった判断は発生するか。

(事務局：新路)

- ・ 発生する。4月の段階で前年度に実施したものの検証を行い、結果中止要請ということはある得ると考えている。

(吉川委員)

- ・ 優先的に取り組むべき項目の中に「来訪者が実感できる事業」とあるが、これについては皆色々な考えがあると思う。何が実感されたのか、モニタリング結果を我々が知ることは可能なのだろうか。

(事務局：新路)

- ・ 「来訪者が実感できる事業」というのは、顧客の利便性向上につながるべき事業と考えている。顧客がどれだけ利便性を感じたかという部分のモニタリングまでできれば良いのだが、そこまでの想定はしていなかった。
- ・ 例えば、観光局で行っている既存のイベントに宿泊税を使用すると、観光客に届くサービスに変化はないため観光客は宿泊税充当の効果は感じない。「税を出したのに利便性が上がっていない」と思われてしまうため、それは避けるべきだというイメージである。

(有角委員)

- ・ 例えば看板設置など、観光客が来た時に「ここに税を使った」とはっきりと分かるようなもののことか。

(事務局：新路)

- ・ そうである。バスの便数が増えた、新たなイベントができた、情報がより見やすくなった、等、何かしら観光客が実感できるというイメージである。今まで行っていたことにそのまま充てられて、何が変わったのか実感できない、という状態を避けるという意味合いである。

(丸山智彦座長)

- ・ 宿泊税の使途方針案、審査基準や優先度になり得る項目の部分において、意見はあるか。また交付要項案の概要についても、例えば交付対象者、対象経費と補助率（最大全額補助の定額）等に関する意見をいただきたい。

(倉田委員)

- ・ 人件費を経費対象外とすると、使いにくいと感じている。
- ・ また交付対象者の「個人」というのはどのような主体を想定しているのだろうか。

(伊藤委員)

- ・ 事業を行うにあたりノウハウを持った団体や会社に業務委託をする、という形も考えられると思う。そのため、一律で人件費は対象外とすると事業の幅が狭まるのではと思う。一方で人件費全てを対象とするのが望ましいとは限らず、判断が難しいと感じる。

(有角委員)

- ・ 他の補助金などでも事例はあると思う。1日あたりの人件費上限額、外部講師の依頼単価等に関する規定の例はある。それらを参考に基準をあらかじめ決めておいても良いのではないかな。

(白濱委員)

- ・ 人件費は対象に含まれていても良いと思うが、その補助事業における人件費の算出方法が議論になると思う。どこまで審査を厳しくするかという話にもなる。

(事務局：山岸)

- ・ 「人件費」の捉え方が人によって異なっている。「委託費」として支払うケースもあるし、一つの業務に対して専門家を派遣してその「謝金」「謝礼」を支払うという考え方もある。これらを全て一括りで人件費として対象外にすると確かに事業が実施できなくなるが、その辺りの内訳は要綱に明記して皆さんに審議いただく。本日は「人件費」という書き方になっているが、具体的にどういった場合に対象となるのかという例示も加えながら、要綱に落とし込んでいきたい。

(丸山智彦座長)

- ・ 委員が判断できるような算出基準などを事務局側で打ち出してもらえるということで、理解した。また交付対象者の「個人」に関する事務局のイメージをうかがいたい。

(事務局：新路)

- ・ 個人事業主を想定していた。しかし責任・リスクが、法人等に比べて大きいのではないかなという懸念もある。また、多様な個人から大量の申請が寄せられた際、処理手続きが煩雑になる可能性もある。

(有角委員)

- ・ しっかりと法人に近い形で活動している個人事業主もいると思う。ただ、先ほど指摘があった通り、一個人が簡単に提出できるようになると大変なことになると思う。したがって、法人ではなくとも、開業届など事業を行っているという届け出をきちんと提出しているところを対象にするなどが望ましいのではないかな。

(倉田委員)

- ・ 指摘のする通り、混乱が生じるのではないかと懸念している。また、今年度中に審査を終えるということだが、その時点で税額がある程度予測できているという見立てだろうか。
- ・ 立ち上げ時期は、大量の申請を想定し、粛々と運営できる形で進めるべきであり、必要に応じて後から変更していけば良い。

(白濱委員)

- ・ 私も個人は対象としなくても良いと思っている。個人事業主などは商工会等の中小企業支援という枠組みで別途支援が可能である。
- ・ 個人事業主の事業を支援することに宿泊税が使われたとして、使途方針にあるような「村全体や

地域での利便性および満足度の向上」にどれだけ寄与できるかは疑問である。

(篠崎委員)

- ・ 補助率について、「定額制」という表現が分かりにくいと感じている。対象経費を全て認めようとする考え方が「定額」ということなのか、一申請に対して補助する額が一点ということなのか。公募する際、どの程度補助が受けられるのかが分かりやすいように要項にしておいた方が良い。

(事務局：新路)

- ・ あくまで宿泊税は白馬村の未来のために投資するお金であるため、事業者負担を強いるのが当たり前になってはならない、という点から「全額補助」もあり得るべきだと考えている。
- ・ 10/10（全額）と書くこともできるが、非常に大規模な申請があった場合や、申請された内容に対して一部のみ採択のケースもあり得ると考えている。例えば基金の見込みが1億円で、1億円の事業提案が3つ出てきた場合には、一つに絞らず3つの事業に少しずつ補助を出すというケースも想定される。こういった想定を踏まえると、「1/2」「1/3」という表現よりは「定額」という言葉の方が適切かと考えた次第である。

(丸山智彦座長)

- ・ 10/10 補助するのか、あるいは一部のみ採択するのかは、いつ誰が決定するのだろうか。本委員会においては、事業を採択するかしないかの判断だけを行えばよいのか、補助の金額の判断まで行う必要があるのか、明確にしてもらいたい。

(事務局：新路)

- ・ 基本的には全額ということになると想定しているが、一部のみを採択する場合の判断主体・判断プロセス等についてはこれから検討したい。
- ・ 本委員会に具体的な補助率の決定までは求めない想定だが、例えばこの事業には手厚く交付しよう、等といった方針の意見はいただきたいと考えている。

(事務局：山岸)

- ・ 申請者の申請した額と事業内容についてジャッジする、というのが大原則である。
- ・ 補助の割合まで本委員会で判断するかどうかは現段階では決定していない。ただ、ヒアリングを行い、「これは翌年度に持ち越せる」あるいは「この部分は自己負担し、これだけ宿泊税から補助をもらえば良い」という情報を収集した上で、本委員会にて判断を仰ぐということもあり得ると考えている。

(白濱委員)

- ・ 審査の要項などは、事務局で作成されるというイメージで良いだろうか。その上で、要綱を作る上での考え方に関する意見を今日聴取していたという認識で合っているか。

(事務局：新路)

- ・ おっしゃる通りである。

(丸山智彦座長)

- ・ 「宿泊税の使途方針案」について、追記すべきものなどはあるだろうか。

(山岸委員)

- ・ この方針案は、本委員会内でのみ共有するものなのか。あるいは、一般に応募を募る際にオープンにするものなのか。

(事務局：新路)

- ・ オープンにすることを想定している。

(山岸委員)

- ・ 交付対象者について「白馬村内に限らない」と記載されていたが、どちらかという和白馬村内の事業者の方が優先されるのではないだろうか。その場合は、その旨を要綱等に記載しておいた方が良いのではないか。

(篠崎委員)

- ・ 予算 1 億円に対して 10 億円ほどの申請があり、採択率が 1/3 ほどであった、という状況を仮定する。今年度の宿泊税収のうち次年度活用できる金額は 1 億 4000 万円と想定されているが、その分配を決めるためには、公益性・事業の親和性などといった審査基準がなければならないと考えている。

(事務局：新路)

- ・ いただいた意見を踏まえ、改めて詳細な要項や要領を作成する。第 2 回の会議で再度意見をいただき、最終決定としたい。

(丸山智彦座長)

- ・ 協議事項に関しては以上で終了とする。

5. その他

(倉田委員)

- ・ 宿泊税徴収の状況を伺いたい。

(丸山智彦座長)

- ・ 6 月 1 日の宿泊分から粛々と頂戴している。

(有角委員)

- ・ 今回の会議内容は、社内で共有しても問題ないか。

(事務局：新路)

- ・ 問題ない。議事録としても取りまとめる予定である。

(丸山智彦座長)

- ・ 第 2 回会議までに委員が行うべきこと、および 6 月 29 日の会議で行うことを整理したい。

(事務局：新路)

- ・ 前期アクションプランについては、一旦持ち帰っていただき、後日意見をいただきたい。本日の議論に関して、言い忘れた意見、新たに思いついた意見があれば、メール等でいただきたい。
- ・ 次回の会議までに、事務局側で公募要項や要領、前期アクションプランを再度作成し、会議の数

日前（最低でも 1 日前）に共有する。第 2 回委員会は、6 月 29 日 15 時～17 時、白馬村役場 302 号室にて実施する。

6. 閉会

以上